

佐賀県

第130号 R4/1/1 発行

コロナ版

ローン減免制度 $oldsymbol{10}$ a Q&A

Q 1 この制度の対象となるのはどんな人で すか?

新型コロナウイルスの影響で収入が減 少するなどして、住宅ローン、事業性 ローン、カードローンなどのローン(クレ ジット債務などを含む)の支払いが難し くなった個人や個人事業主です。

制度の利用でどんな効果がありますか。

一定の財産を残しつつ、ローンの減額や 免除を受けることができます。

Q3ローンの減免はどのような手続で行わ れますか。

簡易裁判所の特定調停手続を利用し ます。この手続を進めるために、各地 の弁護士会に登録されている弁護士な どの登録支援専門家が、必要となる書 類の作成や債権者との協議などの手 続を無償で支援します。

どのような債権者のローンが対象です か。

原則として、銀行などの金融機関、貸金 業者、クレジット会社、リース会社、債権 回収会社などのローンが対象です。

Q5住宅ローンを組んでいる人は住宅を手 放さなければいけませんか。

個人再生手続の住宅ローン特則のよう に、住宅ローンについては従来どおり 支払いを継続し、その他のローンだけ 滅免を受ける手続もあります。

いつ借りたローンでも減免の対象にな るのですか。

令和2年2月1日(基準日)までに借り たものに加え、この基準日の後でも、 同年10月30日までに新型コロナウイ ルスによる影響のために借りたもので あれば対象になります。

自己破産や個人再生手続と比べてど んなメリットがありますか。

①制度を利用してもブラックリスト(信 用情報)に登録されない、②手続を支 援する専門家の費用がかからない、③ 保証債務の履行が求められないこと がある、などのメリットなどがあります。

Q 8 この制度を利用したい場合にはどうす れば良いですか。

最も借入残高が多い債権者から制度 利用の同意(着手同意)を得た上で 弁護士会に手続支援を依頼して下さい

✓

09 金融機関等が制度利用の同意をしてく れない場合はどうすれば良いですか。

苦情・相談受付窓口(ニ次元パーコード) が設けられていますが、各地の 弁護士会にもお気軽にご相談を。



ローン(債務整理)の相談をした弁護 士がそのまま登録支援専門家になっ てくれるのですか。

ご相談を担当した弁護士とは別の弁護 士が登録支援専門家になります。

...まとめると↓↓

7. 特別定額給付金などの 差押禁止財産に加え、財産の 部を手元に残せる

2. 信用情報 登録機関に 登録されないので、その後の借 入の可能性を残せる

3. 弁護士、不動産鑑定士 など専門家の支援が無償で 受けられる

* 住宅を手放さずに 住宅ローン以外のローンだけを減免する方法もあります

詳細なQ&Aは、(一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理 ガイドライン運営機関HPをご参照ください。

http://www.dgl.or.jp/covid19/



佐賀県弁護士会 電話番号 0952-24-3411



法律相談のご案内

交通事故専門無料相談

毎週火曜日(祝日は除く) 日時

13:30~16:00

場所 佐賀県弁護士会館

主催 公益財団法人日弁連交通事故相談センター佐賀県支部

相談申込は弁護士会までお電話を(要予約)

TEL 0952 - 24 - 3411